

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和8年6月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

関下複合商業施設

名取市杜せきのした五丁目20番地35 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マースコーポレーション 代表取締役 江藤 征弘

東京都府中市栄町三丁目1番地の1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

4 変更の年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和8年5月19日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び名取市役所

7 縦覧期間

令和8年6月5日から令和8年10月5日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。

○別紙

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

【変更前】

小売業者		住 所	備 考
氏名(名称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社三喜	代表取締役 八木下 眞司	千葉県柏市中央町2番8号	
コーナン商事株式会社	代表取締役 疋田 耕造	大阪府堺市西区鳳東町四丁目401番地1	

【変更①】

小売業者		住 所	備 考
氏名(名称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社三喜	代表取締役 八木下 眞司	千葉県柏市中央町2番8号	
コーナン商事株式会社	代表取締役 疋田 直太郎	大阪府堺市西区鳳東町四丁目401番地1	変更理由①：代表者の変更 変更日①：平成25年11月13日 変更理由②：退店 変更日②：令和3年7月31日

【変更②】

小売業者		住 所	備 考
氏名(名称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社三喜	代表取締役 野田 孝文	千葉県柏市中央町2番8号	変更理由：代表者の変更 変更日：令和6年5月12日
株式会社伊藤チェーン	代表取締役 伊藤 吉一	宮城県柴田郡柴田町大字 槻木字焼檀2番地1	変更理由：出店 変更日：令和8年5月20日